

港則法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号。以下「規則」という。）は、港則法（昭和23年法律第174号。以下「法」という。）の細目として、法第5条第1項に基づき特定港内において船舶が停泊すべき一定の区域（以下「港区」という。）や、法第41条第1項に基づき港長が特定船舶（小型船および汽艇等以外の船舶）に対し船舶交通の障害の発生に関する情報提供を実施する海域（以下「情報提供海域」という。）の範囲等を規定している。今般、姫路港における灯台の廃止を踏まえた港区の境界の見直し等を行うほか、京浜港の京浜運河内に設置されていたタンカーバースが撤去されたことに伴う情報提供海域の拡大をする等規則について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）姫路港における基点の変更及び港区の境界線の移動（別表第一関係）

姫路港において、港区の境界の基点となっている網干西灯台が廃止されたため、付近の陸岸の東端を新たな基点として設置し、港区の境界を見直すこととする。

（2）京浜港における情報提供海域の範囲拡大（別表第五関係）

京浜港の京浜運河内の情報提供海域は、同運河内に設置されていたタンカーバースを避けるように設定しているところ、同タンカーバースが撤去されることに伴い、情報提供海域にタンカーバース付近の海域を含むよう京浜運河内の情報提供海域を拡大する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年6月上旬

施 行：令和7年6月20日（金）